

## 厚生年金基金制度の見直しについて(試案)に対する要望について

平成24年12月10日

全国石油業厚生年金基金協議会

### 【1】基金存続、廃止、解散に対する共通事項

#### ①「新制度」の明確化について

・「基金制度」に替わる制度を考えられているようですが、試案内容が不明のため移行判断を決めかねている基金もあります。各基金が今後の方針について早期に判断できるよう、早急に制度設計内容を明確にしていきたい。

#### ②「0.875問題」の見直しについて

・代行給付費の計算に用いる係数(0.875)の今回の見直し案は、平成17年4月以降についてのみ年齢区分ごとの全国平均の数値に見直されているが、早急に1.0の一定率とした係数により、平成11年10月から遡及した計算の見直しとしていただきたい。

#### ③「非継続基準の期ズレ」の廃止について

・平成24年度の財政検証から適用される非継続基準では多くの基金が抵触し、大幅な掛金引上げが必要と予測されます。今回の試案では期ズレの解消が含まれているが、そもそも、解散ではなく存続方針の基金には非継続の基準の適用を廃止していただきたい。

### 【2】基金制度存続に向けた改善要望事項

#### ①「給付減額の手続要件」の緩和について

給付減額要件の手続要件の緩和について、以下のように取り扱っていただきたい。

- ・同意数を現行の2/3から1/2以上
- ・赤字事業所の割合を廃止
- ・受給者減額時の特例一時金は減額措置との整合性を欠くので撤廃

## ②「給付現価負担金」の見直しについて

- ・代行部分の本来の現価である過去期間代行給付現価に対して、現在の最低責任準備金が過少に見積もられている。  
このため、運用資金が本来の額より少ない中で行なっているため効率的な運用が困難になっている。よって、給付現価負担金の交付基準を緩和し早期支払いをしていただきたい。

## 【3】基金制度廃止、解散に向けた改善要望事項

### ①「解散認可基準の手続き」の緩和について

- ・解散認可基準の「代議員会議決、全事業主・加入員の同意の2/3(案)を1/2」とする等大幅に引下げ、解散が容易に進むよう手続きの緩和を図っていただきたい。

### ②「新特例解散時の適用条件」の緩和について

- ・新特例解散時の適用条件が「成熟度や財政健全化努力」などを勘案した大変厳しいものとなっているが、これまで各基金が最大限運営に努力をしてきたことを鑑み、新特例解散の条件を緩和し解散申請をしやすくしていただきたい。

### ③「最低責任準備金」の確定時期について

- ・「最低責任準備金」の期ズレ解消が見直し案に有りますが、解散申請の受付日を基準として確定し、早期に認可承認を決定し、損失拡大の防止を図っていただきたい。

### ④「分割納付時の金利」の負担緩和について

- ・分割納付時に係る金利を0%程度で負担軽減となるよう固定していただきたい。

⑤「納付額の負担上限額(案)」の見直しについて

- ・納付額の負担上限額(案)は「全基金を対象で一律」とし、「上乗せ掛金率平均」、一定年数分」を最小とするなど引下げしていただきたい。

⑥「分割納付期間」の延長について

- ・特例措置の分割納付期間の延長(案)15 年を、合併等と同様に最長 30 年まで拡大していただきたい。

⑦「現物納付」の見直しについて

- ・他の企業年金への移行支援として、代行資産の有価証券等の現物納付について一定の条件の下認めるとのことであるが、現物納付については「基金解散」への適用、「一定の条件」の廃止、「全現物」を適用としていただきたい。

⑧「上乗せ給付支給停止」の見直しについて

- ・見直しは、新特例解散に限らず、通常解散においても申請時点からの上乗せ給付の支給を停止にとしていただき、資産確保に努めることが出来るようにしていただきたい。

【4】「AIJ」問題に対する支援要望事項

資産運用は基金の自己責任を第一義と自覚をしておりますが、AIJ問題で母体企業が 年金倒産に陥らないよう支援を頂けるよう配慮をお願いします。

以上

(参考)全国石油業厚生年金基金協議会の概要(平成23年度)

基金名	設立	事業者数	加入者数	受給者数
大阪府石油	昭和43年11月	234	6,637	7,396
東京都石油業	昭和44年 1月	543	11,946	13,201
神奈川県石油業	昭和44年 6月	234	3,003	3,623
兵庫県石油	昭和44年 8月	207	2,644	3,596
愛知県石油	昭和44年 9月	206	5,118	4,332
埼玉県石油業	昭和45年 4月	175	2,235	2,167
静岡県石油業	昭和45年 4月	213	6,947	3,553
新潟県石油業	昭和45年10月	163	2,938	2,113
京滋石油	昭和46年 2月	127	2,413	3,007
中国石油業	昭和46年 2月	410	6,965	7,316
九州石油業	昭和46年 2月	399	10,077	7,744
北海道石油業	昭和46年 5月	383	6,341	6,765
東北石油業	昭和46年 5月	363	7,500	6,273
栃木県石油業	昭和46年10月	157	2,355	1,836
岐阜県石油業	昭和47年 4月	158	2,286	2,473
長野山梨石油	昭和47年 5月	152	1,954	2,872
千葉県石油	昭和48年 4月	258	2,577	3,072
三重県石油業	昭和57年 4月	123	1,471	1,330
合計		4,505	85,407	82,669